

平成 26 年

赤平市議会第4回定例会会議録（第2日）

12月17日（水曜日）午前10時00分 開 議  
午後 1時40分 散 会

○議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 諸般の報告  
日程第 3 一般質問  
1. 北 市 勲 議員  
2. 向 井 義 擴 議員  
3. 太 田 常 美 議員  
4. 植 村 真 美 議員  
5. 菊 島 好 孝 議員

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 諸般の報告  
日程第 3 一般質問

順序	議席番号	氏 名	件 名
4	3	植村 真美	1. これからの公共施設のあり方について 2. 人のつながりを創る場づくりについて 3. 学力向上の環境づくりについて
5	7	菊島 好孝	1. エルム高原について 2. 金婚式について 3. 文化施設の創設について

順序	議席番号	氏 名	件 名
1	8	北 市 勲	1. 安心して暮らせるまちづくりについて 2. 地方創生について
2	1	向井 義擴	1. 子育て支援について 2. 中学校統合について
3	2	太田 常美	1. 住環境の整備について 2. エゾシカ対策について 3. 学校給食について

○出席議員 9名

- 1番 向 井 義 擴 君  
2番 太 田 常 美 君  
3番 植 村 真 美 君  
4番 竹 村 恵 一 君  
5番 若 山 武 信 君  
6番 五十嵐 美 知 君  
7番 菊 島 好 孝 君  
8番 北 市 勲 君  
9番 獅 畑 輝 明 君

○欠席議員 0名

○欠 員 1名

10番

○説 明 員

市 長	高 尾 弘 明 君
教育委員会委員長	山 田 和 裕 君
監 査 委 員 長	小 椋 克 己 君
選挙管理委員会 委 員 長	小 壽 崎 光 吉 君
農業委員会会長	田 村 元 一 君
副 市 長	浅 水 忠 男 君
総 務 課 長	町 田 秀 一 君
企 画 財 政 課 長	伊 藤 寿 雄 君
税 務 課 長	下 村 信 磁 君
市民生活課長	野 呂 道 洋 君
社会福祉課長	永 川 郁 郎 君
介護健康推進課長	齊 藤 幸 英 君
商工労政観光課長	伊 藤 嘉 悦 君
農 政 課 長	菊 島 美 時 君
建 設 課 長	熊 谷 敦 君
上下水道課長	横 岡 孝 一 君
会 計 管 理 者 市立赤平総合病院 事 務 長	片 山 敬 康 君 實 吉 俊 介 君
教 育 委 員 会 教 育 長	多 田 豊 君
” 学 校 教 育 課 長	相 原 弘 幸 君
” 社 会 教 育 課 長	蒲 原 英 二 君
監 査 事 務 局 長	大 橋 一 君
選挙管理委員会 事 務 局 長	井 波 雅 彦 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	菊 島 美 時 君
○本会議事務従事者	
議 会 事 務 局 長	栗 山 滋 之 君
” 総 務 議 事 担当主幹	野 呂 律 子 君
” 総 務 議 事 係 長	伊 藤 彰 浩 君

(午前10時00分 開 議)

○議長(若山武信君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(若山武信君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、6番五十嵐議員、9番獅畑議員を指名いたします。

○議長(若山武信君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(栗山滋之君) 報告いたします。

本日の議事日程につきましては、第2号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(若山武信君) 日程第3 これより、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1、1、安心して暮らせるまちづくりについて、2、地方創生について、議席番号8番、北市議員。

○8番(北市勲君) [登壇] 通告に基づきましてご質問いたしますので、ご答弁のほどよろしくお願いをいたします。

大綱1、安心して暮らせるまちづくりについて、

①、自動車運転免許証返納者についてお尋ねをいたしたいと思います。近年交通事故が減ってきておりますが、特に交通事故による死亡者が年々減少傾向にある中で、例外なのが65歳以上高齢者の事故死であります。やや増加傾向にあった昨年平成25年は全国で2,303人と、全体に占める割合は52.7%とこれまでで最も多く、警察庁は1998年に運転免許証の返納制度を始めてから、安全運転が難しい高齢者の自主

返納を促進してまいりました。こちらの返納者の数も昨年は13万人を超えたと報道されております。高齢の返納者は、かわりに運転経歴証明書というのを出されて、それは身分証明書にもなる。また、それを提示すると各地区で交通機関等の料金割引などさまざまな特典が受けられております。返納した結果多くあらわれる現象として、不便さが原因によるひきこもりが多いと言われてもおります。

特典で多いのは交通機関の割引でございますが、特に兵庫県におきましては8社の路線バスが料金が半額になる、タクシー各社が運賃を1割引きをしていると、こういう多いところもございます。また、特典は返納の促進と返納者の利便性を高めるため、多くの企業が各地に設置されております自主返納サポート協議会などに参加をして協力をしていると、このような状況でもございます。代表的な例として東京都をとってみますと、日比谷にあります帝国ホテルがレストランの10%割引していると、あるいは警備保障会社の月額料金を優遇したり、美術館、それから温泉入浴料等の入館料、入浴料の割引をしたり、患者移送サービスの介護料の割引をしたりと、非常に高齢者向けの特典をとっております。神奈川県を見ますと、横浜交通局観光バスの割引、介護用具等の小売割引、大阪では非常に老人向けといえますか、高齢者向けで動物園の入園料の割引、それから眼鏡フレーム、レンズ、それから補聴器等の購入割引をしていると、非常に珍しい例としては、電動車椅子購入の割引をしていると、こういう状況でもございます。

さて、我々この北海道を見ますと、札幌市は、免許の返納制度とは特別関係ありませんが、70歳以上の高齢者に対して交通割引券を発行している。1万円の割引券を1,000円で売っておられると。では、どんなものが利用できるのかということ、市バス、市電、それから地下鉄、JRバス、中央バス、じょうてつバス、夕張鉄道バス等が利用可能となり、高齢者の利用もかなり利用度が高いと言われております。そこで、では私どもの赤平市は一体どうなっているの

だろうか。赤平市における65歳以上の免許返納者を見ると、昨年平成25年度は2名の方がおられました。今年度10月10日ぐらいの現在ですが、7名の高齢者の方が免許証を返納されております。そのうち運転経歴証明書を要らないと言われた方が一部おられますが、数としてはそう多くはございませんが、今後高齢者がふえることによってこの返納者がふえてくるだろうと、そのように思われます。返納者の社会活動に支障のないよう検討の余地もあろうかと思っておりますので、考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（若山武信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（野呂道洋君） 安心して暮らせるまちづくりについて、自動車運転免許証返納者についてお答えいたします。

交通事故の死者数につきましては、車両の安全性の向上や救命医療の高度化、シートベルトの着用など交通安全運動の強化、交通安全意識の向上により年々減っておりますが、65歳以上の高齢者につきましては、高齢化率の上昇もあろうかと思っておりますが、前年と比べ増加している現状であります。このような状況のもと、免許証を所持する高齢者が運転の必要がなくなった、身体機能の低下を自覚したなどの理由により、更新時期を待たずして運転免許証を返納するケースがふえてきております。このように運転免許証を返還した方につきましては、住所地を管轄する警察署などへ申請し、運転経歴証明書の交付を受けることができます。この運転経歴証明書につきましては、免許証と同じように顔写真がありますので、本人確認として使用することができることとなっております。また、本人確認書類以外の活用方法につきましては、東京都や神奈川県、大阪府などでは自主返納サポート協議会が中心となりまして、企業や商店、娯楽施設が加盟し、運賃の割引などさまざまな特典を与え、行っております。北海道につきましては、帯広市など一部の地域での実施にとどまっているのが現状ですので、本市といたしまして

も今後関係機関とできる限り情報を共有しながら研究してまいりたいと存じます。加えまして、みずからが運転する車による交通事故を心配し、免許証を返納した方につきましては、社会活動が制限されることとあわせ、認知機能も支障を来しているおそれもあることから、家族の方も含めた相談業務を行っておりますので、ご理解をいただくようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 ありがとうございます。赤平におきましては今のところないのですが、ただいまのご答弁の中で関係機関と今後情報を共有しながら研究していきたいというお答えでございましたが、私どもの足元を見ると赤平市では交通機関では中央バス、タクシー会社、JR、この3つしかございません。先ほども言いましたように、高齢者が免許証を返納しても不便を感じさせない、ひきこもりにならないというような社会活動に支障を来さない対策を考えていくべきではないかと。さらに、このことが発展し、赤平市内の商工業者にもサポート体制をつくる呼びかけをしていただければと思っております。このことにつきましては、広域行政制度の定住自立圏構想の中でぜひ取り上げて検討していただきたい。交通網についての問題点は定住自立圏構想の中の観点の中にありますが、このことについての話は全然のっておりません。ぜひこのことを改めて検討していただくよう要望いたしますが、これについていかがですか。

○議長（若山武信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（野呂道洋君） 北海道、まず近隣につきましては、この制度につきましては実施状況が芳しくないということで、関係機関ですとか関係部署含めまして研究してまいりたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 どうもありがとうございます。前向きなご答弁いただきまして、ありがとうございます。定住自立圏構想というのは、

共生ビジョンを昨日見せられましたが、いずれにしても赤平、滝川、砂川を中心とした近隣の市町が連携しながらやっていくとあるわけですから、ぜひこのことも定住自立圏構想の中で議論をしていただくようお願いいたしたいと思います。どうもありがとうございました。

次に移ります。大綱2、地方創生について、①、地方版総合戦略の策定についてお尋ねをいたしたいと思います。

地方の人口減対策と経済再生に向け、11月21日に国会にて地方創生の理念を定めたまち・ひと・しごと創生法と改正地域再生法の2件が成立いたしました。まち・ひと・しごと創生法では、人口減対策や地域社会の活性化を図る施策の実施を国の責務として定めております。具体的な内容といたしましては、都道府県と市町村に対して、人口減少対策について2015年度中に5年間の地方版総合戦略を策定するよう努力義務を課しております。地方版総合戦略の策定につきましては、地方創生に関する自治体の計画立案を支援するため、日本版シティーマネジャーを人口5万人以下の市町村にも派遣をすると、派遣は2年間という限定でございますがということでございます。さらに、総合戦略の策定に必要となる人やお金の流れが時系列でわかるビッグデータを全自治体に提供すると。また、地方版総合戦略をもとに自由に使えるお金を、交付金を出すということでございます。しかし、政府のほうでは、地方版総合戦略の中で人口減の歯止めに関する具体的な数値目標を掲げ、検証作業と戦略の見直しを定期的に行うよう各自治体に求める方針ということでございますが、そこで3点についてお尋ねをいたしたいと思いません。

赤平市は、地方版総合戦略の策定には当然取り組むだろうと思いますが、この地方版総合戦略の策定については市町村単独ですか、あるいは広域行政制度の定住自立圏構想に基づき、複数の市町村で一つの戦略をまとめるのか、赤平市ではどのようなパターンを考えておられるのかお聞かせいただきたい

と思います。

2つ目は、この地方版総合戦略を策定するときに、今私どもが進めております赤平市第5次総合計画、この生き生きプラン21との関係をどのように捉えていくのか。

3番目に、地方版総合戦略を策定するメンバーについてはどのように考えておられるのか。

この3点についてお尋ねをいたしたいと思いません。よろしくお願ひいたします。

○議長（若山武信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 地方版総合戦略の策定についてでございますが、国は9月3日に総理大臣を本部長とするまち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、さらにそのもとで有識者によるまち・ひと・しごと創生会議を設けたところであります。その後11月28日にまち・ひと・しごと創生法が公布され、50年後に1億人程度の人口を維持することを目指し、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とされております。地方公共団体においては、国が策定する長期ビジョンと総合戦略を勘案して人口動向を分析し、将来展望を示す地方人口ビジョンとそれをもとに今後5カ年の目標、施策の基本的方向性や施策を提示する地方版総合戦略を策定することが努力義務として定められたところであります。

当市といたしましても、人口減少対策は最重要課題となっておりますので、第5次赤平市総合計画との整合性を図りつつ、雇用創出、結婚、出産、子育て、まちづくりなど政策全般にわたる戦略を定めるため、関係機関と協議しながら平成27年度に地方版総合戦略を策定してまいります。また、先ほども申し上げましたように、地方版総合戦略は目標や施策の基本的方向性を示すものでありますので、地域産業の振興、生活環境の改善、観光、小売の促進など、

地域再生を図るために取り組むべき個別の事業や財源などを具体的に定める地域再生計画の策定を検討してまいります。

なお、日本版シティーマネジャー派遣制度は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定や施策の推進を担い、派遣期間は原則2年間で、平成27年度から31年度までの制度となっておりますが、特に国家公務員の派遣要件として、公務員の経験が5年以上15年未満で職員の身分は副市町長か幹部職の任につくことが条件となっており、年間の人件費も相当な金額となり、財源措置もありませんので、できるだけ派遣制度は活用せず、地元でまずは対応してまいりたいと考えております。

また、観光を初めとする広域連携事業につきましては、近隣市町を含め、地方版総合戦略が策定された段階でそれぞれの市町村の結果として広域事業を検討すべき項目が発生する場合もあるかもしれませんが、基本的には現状のところは中空知定住自立圏構想の共生ビジョンの中で具体的に検討すべき事項が整理されておりますので、こちらで協議することになると思いますので、ご理解をいただくようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 この構想につきましては、広域連携の部分が出てくれば、その中で協議をするということですが、理解をいたしました。人口減少対策、平成27年度に関係機関と協議して総合戦略を策定することをございますけれども、これは行政や議会だけでなく、住民参加も協議をしてはということをおっしゃっておりますが、これについてはどのように考えておられるのかお答えいただきたいと思っております。

○議長（若山武信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 人口減少対策という一つの大きな課題がございますので、これらの内容、施策等については多岐にわたることごとございますので、住民に対する説明あるいはパブリックコメント、こういったものを十分活用しながら、

またさらには産業等も絡みますので、そういう部分では商工会議所等を含めた企業者等との意見交換、こういったものを含めまして方針を定めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（若山武信君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 いろいろな意見があるわけですから、今お話ありましたように、多くの市民からのご意見も聞いてつくっていただきたい、こう思っております。ただいまのご答弁で大体の地方版総合戦略や改正地域再生法についておおむね理解をいたしました。しかし、現在人口の流出が進む市町村においては、それぞれの市町村の体力といますか、それに見合った形で人口減少防止策を実施しております。この近隣の自治体を見ましても、定住、移住促進のために土地購入者には格安の価格で土地を分譲したり、あるいは住宅を希望する方々には住宅資金の一部を助成したり、そんな形でおののまちが努力しているわけです。赤平市においても、先ほど説明ありました第5次赤平市総合計画の産業振興や、それから住環境整備、少子化対策を実施しながら定住、それから移住を促進し、人口減少を防いでいると思っております。かなりの努力はしていると思っておりますが、国のほうではやる気がある市町村には出しますよと言うけれども、今やっていない市町村なんかはないと、そういうふうに私は思っております。

特に厚生省の人口問題研究所は、2035年の推定人口が北海道は約440万人、現状から約120万人ぐらい減るだろうと。私どもの赤平市は、これはもう皆さん既にご存じのように、6,800人前後と、こういう推計が発表されました。また、日本創成会議では、将来消滅する可能性のある自治体は全国で896市区町村と、こういう試算が発表されました。今ある集落は全て救うことはできないと、それぞれの市町村が努力してくださいということなのでしょうが、このような大変厳しい予想が出される中で、今回つくっていくとする地方版総合戦略がどの程度の人口の減少を食い止めることができるのか甚だ疑問に感じ

でもおります。計画策定の中心的な立場となる行政として、どの程度の効果が期待できるのか、どのように思っているのか、お考えがあれば聞かせていただきたいと思っております。

○議長（若山武信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 今ほど議員がおっしゃられますとおり、当市におきましても、また小規模市町村にとりましても既にさまざまな努力を積み重ねているというふうには思っております。ただ、そこを一つのきっかけとしてこのたびの地方版総合戦略、ここでまた改めてこの人口減少対策に対して喫緊の課題として取り組むべきことがないか、こういったものを方針として定めるということになるかと思っております。まず、本格的な人口減少に突入いたしまして、消滅する自治体が続出すると予想される状況の中で日本全体の人口動態の流れを変えまして、出生率を引き上げて人口減少を食い止めようとするのは、経済財政社会の基盤を維持するためにも最重要課題であると認識をしております。まち・ひと・しごと創生法含め、国がこうしたことを強く認識されたことは大きな前進であると期待をしております。

しかし、東京圏等のいわゆる都市部の過度の人口集中を是正するというふうには言われておりますが、この問題は小規模市町村だけで解決できる問題ではありませんし、都市部みずからが地方で生まれ、教育された人材によって支えられている、農業を初めとする食料供給を受けているなど、地方があってこそ都市部は存在するとの認識をぜひともいただき、地方に対して都市部として何ができるのかを考えていただきたいというふうに思います。例えば都市圏から地方圏に進出した企業に対し、国として大胆な支援を行うなど、東京圏は出生率が低いということもございまして、これを解消するためにも、国と都市圏がいかに連携して地方におけるまち・ひと・しごと創生事業を支援できるかを考えていただければというふうに思います。いずれにいたしましても、既に地方も努力はしておりますが、より一層の努力

が求められているということもございまして、国が人口減少対策に向けまして本格的にスタートしたということは事実でありますので、今後さらなる国としての具体的政策に関しまして期待をしたいというふうには思っております。

○議長（若山武信君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 この少子化が進む状況下では、ある程度といいますか、人口の減少はやむを得ないと思います。今ほどお話ありました一極集中、東京都は大方が地方からの集まりであるということを考えれば、一極集中を早く是正しなければならないだろうと。そういう意味では、これを解決するためにはまちづくりというのは20年、30年どころではない、もっと長い年月かかると。そういう意味で、この地方版総合戦略は人口減少の防止と、人口をふやすことももちろん含めてですが、減らさないということ、それから地域がより活性化されるということ、ぜひそのような総合戦略を策定いただくことを大いに期待を申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（若山武信君） 質問順序2、1、子育て支援について、2、中学校統合について、議席番号1番、向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕 通告に従いまして質問させていただきますので、ご答弁のほどをよろしく願いいたします。

大綱の1、子育て支援についてお伺いしたいと思っております。将来的にますます人口減少に拍車がかかる日本の今日状況ではありますが、少子高齢化という社会現象とも言えるもとの、地方は人口流出対策や少子化対策などに悩み、また高齢者への福祉対策にも目を向けなければならないなど、どこの自治体でもそれぞれが大きな課題となっている状況であります。とりわけ人口減少、人口流出への歯どめがとまらない地方において、その対策にそれぞれ知恵を絞っている状況であります。現在定住自立圏構想なども含め、各自治体の生き残り策が練られている

わけでありませんが、なかなかこれといった正解は得られない状況であります。土地や家を破格の低価格で提供して人口の定着を図ろうとしている自治体や出産に対しての祝金制度、また子育て支援として各種助成金制度を設置しているところなどもろもろであります。

現在国は、幼児教育の転換を図り、子ども・子育て支援事業が実施されようとしております。まさに今その実施計画に向けてご苦勞されているところがありますが、国は無償化について平成27年度から段階的に実施予定と言われておりますけれども、財源の確保から先延ばしになることが現在懸念されております。そういう意味では、地方から国の政策を先取りした考え方があってもよいのではないかということでお尋ねしたいと思いますけれども、1つには幼稚園、保育所の無料化についてであります。私は、地域に活力をもたらすために、そして将来の安定した人口構成を保つために、幼稚園や保育所の無料化という思い切った子育て支援策が必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。この政策にはそれなりの財源が必要でありまして、現在幼稚園にどの程度通っておるのか、年間幾らの費用を集めているか、保育所ではどの程度あるかなどをお伺いしたいと思いますし、また今年度の予算などを見ると利用料の総額は二千数百万円と認識しておりますけれども、であれば今後国の無償化に向けての動きを見るときに、これを無償化しても将来にわたってこの財政負担が続くということはなく、国の無償化に向けて漸減していくと思われませんが、それらについての可能性についてお伺いしたいと思います。

○議長（若山武信君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） お答えいたします。

当市では、子ども・子育て支援事業計画の基礎資料とするために、小学生以下の子供がいる家庭を対象にニーズ調査を実施をいたしましたけれども、市の子育て支援策について特に期待することを選択する設問におきましては、就学前、就学後ともに冬期間や雨天時に室内で安心して子供が遊べる場所が欲

しいを選択された方が最も多く、次いで経済的負担を軽減してほしいを選択された方が多くございました。こうした要望を受けまして、新年度から市が新たに実施する事業につきましては、保育料の軽減など子育て世帯の経済的な負担軽減を中心に子ども・子育て会議の意見を伺いながら現在検討を進めているところです。特に保育料につきましては、現在も国の基準と比較をしまして15%程度の軽減を実施しているところでございますが、利用者負担のさらなる軽減を実施する予定でございます。また、幼稚園の保育料につきましては、預かり時間の違いを勘案しましても保育料と比較して低目に設定していますことから、現在の利用者負担を上回らない程度に据え置くことで考えております。

ただ、一方ではその財源をいかにして確保していくかが大変重要でありますけれども、将来的に幼保連携型認定こども園に移行することにより、経常的な運営費が1,300万円ほど軽減することが見込まれるため、同時進行とはいきませんが、こうした財源を新たなサービスに振りかえたいというふうを考えております。

幼稚園や保育所における利用者負担の状況につきましては、11月1日現在の幼稚園の入園児が73人で、利用者負担の総額は約500万円、同じく保育所の入所者数は文京保育所が84人、若葉保育所が31人の合計115人で、利用者負担の総額は約2,200万円となっています。したがって、それぞれの施設の利用者負担を完全無償化した場合、約2,700万円の財源の捻出が必要となりますけれども、現時点においてその見通しはありません。

子ども・子育て支援制度における利用者負担の基本的な考え方につきましては、世帯の所得の状況やその他の事情を勘案して定めることとされておまして、国が今後定める幼稚園や保育所の利用者負担の水準を限度として市町村が定めることとなっておりますので、財源確保の見通しとあわせて赤平市としての利用者負担額を決定していきたいというふうと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い



申し上げます。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕 子ども・子育て支援制度の設計、計画が今現在進行中の事業でありますので、どこまで踏み込むかということがちょっと迷うところではありますが、少なくとも幼児教育、子育て支援というのは国を挙げての課題であることから、それぞれの市町村でどのように取り組むかが試されているところでもあります。予算に絡む問題であるとしても、既に近隣では実質無料化を進めている市があるわけでありまして、不可能なことではないような気がいたします。子育て支援をどのように考えるか。幼児を抱える親は、若い世代でありますので、さまざまな定住促進策の一つと考えると、直接給付ということではなく、買い物券など別なところからも予算を設計することもできるわけではないでしょうか。今後に向けて、これからもいろいろ知恵を絞って考えていただきたいというふうに要望していききたいと思います。

次に、高校生への支援でありますけれども、通学費の助成についてお伺いしたいと思いますけれども、本市には高校がなくなりますので、他市へ通学する高校生に対して通学費を助成して子育て支援としてはいかがかと思えます。近隣では、相当の予算を使って、高校の維持存続と間口の確保のため、他市からの学生にも通学費の助成を行っているケースもあります。以前の答弁では、赤平市が同じ通学費の助成を行うことは他市の高校間口の存続の運動に水を差すことになるということでありましたが、そうであれば別の形の中での助成を考えてはいかがでしょうか。その可能性についてお伺いしたいと思います。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 高校生に対しての通学費の助成についてですが、この件については一度答弁させていただいているところですが、議員ご指摘の別の方法としては市としても大変苦慮しているところです。通学費の補助という名目では

なくても、毎月定額で補助するような方法であってもやはり近隣の高校の間口存続に影響するものと思います。今後子育て支援あるいは教育的支援の政策的議論の場において、別な方法があればその是非も含め今後話されるべきが相当と思っておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕 先ほども言いましたように、ほかの市では相当な予算を使って高校の存続や間口の確保をするために努力しておるわけでありまして、それでは赤平市はどうなのだということに問われることになるのだと思っております。高校がなくなったから高校生や高校に対する予算がゼロでよいということにならないと思っておりますし、高校までは現在ではもう実質的に義務教育化しているというふうなことから、子育て世代の支援、定住促進という観点からも今後どういう支援策がよいのかの議論を続けていただきたいということを要望いたします。

次に、高校生の医療費の無料化についてお尋ねしたいと思います。本市は中学生までの医療費が無料化されているので、それを高校生まで拡大して子育て支援としてはいかがかということ、それぞれインフルエンザワクチンの接種の助成金も該当させるべきだというふうに思われますけれども、その点についての可能性についてお伺いしたいと思います。

○議長（若山武信君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） お答えいたします。

本市が現在策定中の子ども・子育て支援事業計画につきましては、所管の委員会で報告をしているところでございますが、子ども・子育て支援新制度は幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的としているため、就学前のお子さんと小学生までのお子さんに対する支援に重点を置いた事業メニューとなっております。また、本市の事業計画は、現行の子育て支援計画であります次世代育成支援対策地域行動計画を継

承した計画としても位置づけることから、この点でも就学前から義務教育課程までのお子さんを対象とした事業が中心となっております。こうしたことから、当市が新たに実施する事業につきましても児童発達支援事業等の自己負担の無料化以外は義務教育までのお子さんを対象とした事業メニューとなっております。今後こうしたお子さんを対象にした支援に力を注いでいきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕先ほども申しましたように、高校がなくなるということがあっても高校生がいなくなるわけではありませんので、今まで高校のために何らかの予算をそれぞれ支出していたと思うのでありますから、それを今後今いるこれからの高校生のためにどういうふうに活用できるかということをも今後検討していただければというふうに要望したいと思います。

次に、大綱の2の中学校の統合についてお伺いしたいと思います。赤平高校跡地への統合計画についてであります。当初赤平中学校への統合ということで中学校の統合計画が進められてきていたと思われましても、赤平高校の閉校に伴う跡地への新築統合へと大きく計画変更がなされて進められておるわけですが、そうなりますと今度赤平中学校について遊休公共施設ということになるわけですが、遊休公共施設等整備計画では赤平中学校は論議の対象には入っていなかったと思われまします。今後の検討計画はどのように進めていくか、今後の遊休公共施設等整備計画の流れについてもお伺いしたいというふうに思っております。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 大綱の中学校統合についてですが、赤平高校の跡地の統合計画ということで、市教委では赤平市立学校の適正配置計画にのっとり現在中学校の統合に取り組んでおります。計画では赤平中学校校舎を大規模修繕と一部増築により使用するとしておりましたけれども、今年

度で閉校となります赤平高校の解体除却が早まる見込みがあるということから、除却後の敷地に統合学校を新築することで方針転換し、市民、市議会にもお知らせしたところです。そこで、公共施設の今後の利用についてですが、市の行財政改革推進本部での公共施設改革専門部会による遊休公共施設等の整備計画においては、統合校舎が赤平中学校の校舎使用を前提としておりましたので、触れられておりません。今回の方針転換により、議員ご指摘のとおり新たに赤平中学校の校舎の今後について検討していかねばなりません。現在のところ白紙であります。跡地については、教育委員会としての利用の検討とあわせて、その他の部署の利用も含めた市全体としての計画の検討が必要と考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕これからのことということでありますので、次の2の文化施設としての活用についてお伺いしたいと思います。赤平市行財政改革推進本部に設置されている公共施設改革部門部会を中心に第5次赤平市総合計画の実施計画に位置づけられている遊休公共施設と整備計画において、赤平市立小中学校適正配置計画での平成28年度までの市内2中学校統合の予定であり、赤平中央中学校は取り壊し、跡地については文化ホール建設の候補地として総合体育館周辺の活用とあわせて検討するという整備方針が出されておりましたけれども、これは今度は赤平中学校を改築して文化施設としての利用はできないものか、郷土資料館だとか、そういうことのほうにおいてできないものかどうかお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 文化施設としての活用でございますが、遊休公共施設等の整備計画については、既に報告している内容のほかに、先ほども答弁しました赤平中学校の跡利用について大きな課題となります。文化ホールの建設についてですが、

今後の赤平の課題として既に理解されているところですが、ご提案のあった赤平中学校を利用する件については、校舎が既に建設から30年経過しております。また学校として建築された施設であることを含めて、技術的、予算的、ほか多くの課題があるものと思います。現在具体的な協議を行っているものではありませんけれども、今後はそれらを含めて十分検討を要すると考えておりますので、ご理解くださいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕中学校というのは教育施設でありますので、教育施設としての利用が優先するかと思いますけれども、その後、今赤平中学校の問題を言いましたけれども、次には小学校の統合案が将来的に進められることになりまして、ということを考えるときに、今ある遊休施設、今後発生するであろう遊休施設をどう活用するのかという取り扱いは大変重いものになるのではないかなというふうに思っており、現在もそれぞれ遊休施設の利用についてはなかなか進んでいないというような状況でありますけれども、これは稚拙に考えることなく、十分時間をかけて今後検討される方がいいのかなというふうに思っております。文化ホールにつきましても、そういう中でわざわざ赤平市に文化ホールを建てなくてもよいのではないかと市民の声もなきにしもあらずでありますので、これはゆっくり時間をかけて市民合意をして、今後それぞれの遊休施設をどう活用すべきかということは慌てなくてもいいのではないかと思いますので、今後もゆっくり時間をかけていい方向に検討されるように要望したいということで思います。

以上で私の質問を終わらせたいと思っておりますので、ご答弁ありがとうございます。どうも。

○議長（若山武信君） 質問順序3、1、住環境の整備について、2、エゾシカ対策について、3、学校給食について、議席番号2番、太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕通告に基づきまして質問させていただきますので、ご答弁のほどよ

ろしくお願いいたします。

大綱1、住環境の整備について、①、公営住宅の老朽化対策について。過日、茂尻春日団地で外壁のモルタルが剥がれ落ちて道路沿いに落下するということがありました。その後今はブルーシートで囲われ、養生しておりますが、その場所は春日団地A1号棟から6号棟で、その一角は民家が近く、空き家となっております。今回モルタルが剥がれ落ちたのは2号棟の一番端で、民家の道路を挟んで落下したものであり、何事もなくよかったですと思っております。今後まだモルタルが浮いて危ないところもあり、冬でも吹雪のときなど風が強い日などは今回のように剥がれ落ちそうなところもあります。解体工事も含めてどのように考えているのか。前のほうは公園になっております。跡地利用のことなども考え、適切な考えがあればお尋ねします。

○議長（若山武信君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 公営住宅の老朽化対策についてお答えをさせていただきます。

本年8月に外壁の一部にモルタルの剥離がありました春日団地につきましては、発見後すぐに応急処置として影響範囲を撤去し、シートにて養生しており、それと同時にそのほかの住棟についても同様な状況にないか点検を行っておりますが、モルタル剥離等は確認されませんでした。モルタル剥離のあった住棟は、昭和43年にPC造として建設されたものですが、老朽化と現在のPC造とは構造的に相違があることから、このような現象が起きたものと思われます。現在これと同様な構造の住棟はほかの団地には存在しておりませんので、このような事象は少ないものと思っております。

春日団地の除却等の考えであります。現在進めております茂尻第一団地建替事業により用途廃止する予定であり、今年度は2棟除却しており、現在の計画では平成29年には除却が完了する予定となっております。また、住棟除却後の跡地利用につきましては、茂尻地区及び市内全域のこれからの土地利用を考慮した中で有効活用を検討してまいりたいと考

えております。

以上です。

○議長（若山武信君） 太田議員、手を挙げて。どうぞ。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 また、赤平市の老朽化した公営住宅は、今回の茂尻春日団地のほかに解体撤去しなければならない団地があると思いますが、住宅集約などでまだまだ解体するところはあると思いますが、どの程度あるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（若山武信君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 現在本市で管理しております公営住宅等は2,599戸ありますが、そのうち耐用年数を経過したものが約19%を占めており、また入居状況も約3分の1が空き家となっていることから、現在策定中であります公営住宅等長寿命化計画において今後の本市における適正な公営住宅等を目指し、今後のストック戸数の目標や長寿命化を含む適切な活用方向を示してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 茂尻春日団地については既に解体撤去の予定に入っているということ、それとほかの団地についても住宅集約など、そういう予定に入っているということで安心するところでございます。

それでは、②、民間空き家の除却状況について伺います。空き家は全国で820万戸あると言われており、今回の衆議院解散前に空き家対策措置法が可決されました。赤平市では民間に助成金を出して老朽空き家の除却を奨励しているわけですが、民間の空き家はどの程度除却が進んでいるか、進捗状況がわかればお聞かせください。

○議長（若山武信君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 民間空き家の除却状況についてお答えをさせていただきます。

民間住宅の除却助成につきましては、居住環境の向上と地域経済の活性化を図ることを目的として、

住宅改修費等の費用を一部助成するあんしん住宅助成事業により、老朽住宅除却工事に対する助成を行っております。これまでの助成件数としましては、事業を開始した平成22年度から昨年度までの4カ年で86件、今年度は現在まで25件の申請があり、合計111件の除却件数となっており、廃屋状態放置の解消と耐震化率の向上及び建設産業等地域経済の活性化にも効果があったものと考えております。

以上です。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 一応市の地域の経済に効果があったと、そういうふうに答弁ありましたように、そのように私も思います。それで、来年度以降もこの制度をぜひともまた続けてほしいと思います。

それでは、大綱2、エゾシカ対策についてです。

①、駆除について。エゾシカ猟が10月1日より道内各地で解禁されました。空知管内でも近年鹿の食害が深刻化しており、対策が急務になっております。岩見沢市在住の北海道猟友会の天崎会長の北海道新聞の取材のときの話によると、全道的に2010年度をピークに少し減っているとのことでありました。しかし、空知、石狩、日高などの地域では10年ほど前から急速にふえ、最近も横ばい状態ですと答えておりました。エゾシカによる農林業の被害が深刻化し、さらなる捕獲が求められているとのことであり、北海道猟友会では60歳以上が7割ほどになり、年をとるほどに山野に入るのが体力的にきつくなりますとのことであり、しかも銃弾1発で400円から800円もするので、お金もかかります。国の緊急捕獲対策事業で1頭当たり最大8,000円が昨年度から3カ年ありますが、エゾシカの生息数を減らすためには金銭的な支援をお願いしたいと言っておりましたが、赤平市の猟友会のメンバーにも国の捕獲対策事業の1頭当たり最大8,000円の金額が支払われているのでしょうか、猟友会のかわりに市のほうで窓口なり手続をしているのでしょうか、伺います。

○議長（若山武信君） 農政課長。

○農政課長（菊島美時君） 駆除について答弁させていただきます。

近年有害鳥獣による農業被害が増加の一途をたどっている現状にあり、エゾシカなどによる食害が多発しているところでもあります。当市といたしましては、エゾシカの農業被害を食いとめるため芦別市と連携し、平成23年に芦別・赤平有害鳥獣被害防止対策広域連絡協議会を設置し、芦別・赤平広域鳥獣被害防止計画を作成したところでございます。これにより、国の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業からエゾシカの捕獲に対する1頭当たり最大8,000円の予算となっておりますが、道内の捕獲頭数が多いため、各連絡協議会には1頭当たり6,400円の支払いで、1頭ずつ確認し、手続などを連絡協議会の事務局である両市で行い、猟友会には捕獲頭数の確認後まとめて支払いし、個人的に支払いを行っております。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 金額が減ったものの、数年前から比べると、それでも1頭当たりの六千数百円ですか、それぐらい支払われているということで、これも一つの進歩だと思います。

それでは次に、赤平市にいる猟友会の人数は何人いるのか。そのうち現役で猟をしているのは何人いるのか。また、市でも猟友会に対してどのような援助や支援を考えているのか。このままでは赤平市に猟友会が存在しなくなってしまう可能性もありますので、資金援助などを含めて今後考えていることがあればお聞かせください。

○議長（若山武信君） 農政課長。

○農政課長（菊島美時君） 現在赤平市にいる猟友会員は、1名が増員になりまして21名になり、全員が現役で捕獲をしております。また、猟友会に対してのどのような援助や支援等を考えているかにつきましては、現在猟銃の所持許可の更新、または追加の所持許可を受けるためには公安委員会が行う銃の取り扱いの技能に関する講習と有料で難しい実技試験を受けなければなりません。今回の鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関

する法律が定められたことにより、この特例が適用される申請期間内に申請者が猟銃を使用して被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲などに従事していることを市が確認して証明書を発行することによって、公安委員会による講習と実技試験が免除になるための申請書類の作成等の手伝いを行っております。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 わかりました。これほかの市町村なのですが、女性の猟師も勧誘して、女性の方も猟師として市のほうで推薦して入れているということもありますので、ぜひとも赤平市もそういう機会があれば、女性の方も猟師になってもらうための場を設けたらいいと思います。

次に、②、衝突事故の対策について。全道でエゾシカによる列車事故は13年度に約2,500件あり、事故のたびに列車がとまり、またエゾシカによる交通事故も1,800件となり、社会問題になっており、年々深刻な問題になっております。ことしの2月、私は裏道を通り芦別方面へ向かいました。ちょうど車が赤平市の境を越えて芦別市の境に入って間もなく、私の前方を走っていた軽乗用車が突然左側から飛び込んできたエゾシカと衝突し、前の部分を大破するという事故が起きました。私は、車間距離をとっていたので、何とか巻き込まれずに済みました。私は、車からおりて被害を確認し、またその被害者を確認しました。そうすると、自力で走れるということでその場から離れました。エゾシカは軽く足を引きずり、山のほうへ逃げ去り、結局車が壊れただけという腹立たしさだけが残ると思います。私たちのまち赤平市でのエゾシカによる交通事故の被害はどうなっているのでしょうか。相手がエゾシカだけに警察に被害届が出ているかどうかわかりませんが、当市におけるエゾシカの交通事故について何件あたりの被害が出ているのか、わかれば説明をお願いいたします。

○議長（若山武信君） 農政課長。

○農政課長（菊島美時君） 現在当市におけるエゾ

シカによる交通事故の件数につきましては、赤歌警察署に被害届が出ている件数としては9件で、赤平市が4件で歌志内市が5件と聞いております。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 わかりました。先ほども言いましたように、鹿が相手ですと全部が全部交通事故の届け出を出す人が少ないようであります。

続いて、30年ほど前には2万人弱いた北海道猟友会の会員は現在5,000人減り、5年後には高齢化でさらに減ることが予測されており、エゾシカによる社会問題がさらに深刻化しかねない状況ですので、道のほうにもお願いして、多額の費用がかかる狩猟免許取得のために市のほうでも考えていただけないでしょうか、考えがあればお聞かせください。

○議長（若山武信君） 農政課長。

○農政課長（菊島美時君） 狩猟免許の取得におきましては、狩猟免許試験は北海道が実施しており、その狩猟免許試験に合格するための予備講習を北海道猟友会が行っておりますので、講習料におきましては芦別・赤平有害鳥獣被害防止対策連絡協議会が新規取得に対しては全額助成して払っております。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 数年前から見ると、この助成に関しても本当によくなったと思います。

それでは、鹿肉の利活用もなかなか広まらず、食肉として利用されているのはほんの一部にすぎません。捕獲した後の血抜きなど、中間処理施設が空知振興局内に1カ所あれば理想だと思います。そこで肉質を選別して、冷凍して流通経路に乗せられれば理想だと思いますが、これについては市のほうでも空知振興局のほうに話をしていると思いますが、その後どのようになっているのかお聞かせください。

○議長（若山武信君） 太田議員、この項目の中に衝突事故の対策についてということになっていきますので、食肉の部分についてはまた別の話になると思うのですが、それいかがでしょうか。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 では、下げます。

○議長（若山武信君） よろしいですか。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 いいです。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕 衝突事故に関しては、まだまだこれに隠れた件数があると思うのです。先ほども言いましたように、私が裏道通って芦別方面に向かうときに衝突したその人も警察には届けないと、自分で何とかしますということをしていましたので、実際にはこの赤平市における事故もこれ以上にまだ隠れたものが倍近くあるとは思いますが、それに関してもいろいろと市のほうも広報か何かに掲載して、めいめいの責任において気をつけていただきたいということを宣伝してほしいと思います。では、この質問についてはこれで終わります。

大綱3、学校給食について、①、食育について。学校給食についてお伺いいたします。学校給食については、幼いころから食べるということが基本であり、大切なことでもあります。特に小学生のころから正しいものを食べる。すなわち食育と言われるもので、冷凍食品やでき合いのものが家庭や学校給食の中でも利用され、子供たちの口に入っていると思いますが、家庭でも安く手間のかからないインスタント物や冷凍食品などが重宝され、忙しい現代人にはぴったりの食品であると思いますが、しかしよく考えてみると、私たちの小さいころは今みたいに冷凍食品のニーズが発達しておりませんでしたので、家庭でも学校でも日に3度つくりたての食事、学校においても小学生だけでしたけれども、各学校で給食室があり、アルミのバケツでクラスに運び、先生もみんなと一緒に食べるという様子でした。今飽食の時代に子供たちに何を教えていかなければならないかと思うとき、今だからこそ食育について真剣に考えなければならぬときに来ていると思います。また、アレルギー体質の生徒に対しての学校給食に関しては、前回の議会において同僚議員から質問があり、それに対して詳しく答弁がありましたので、こ

のたびは質問いたしません。

家庭においても子供たちは食事も好き勝手に、朝から菓子パンを食べ、ジュースを飲み、学校帰ってからもおやつにポテトチップスなど、たんぱく質、高カロリーなどのものを食べ、小学生でありながら肥満や成人病になっている子供がいると聞いております。今の子供たちは親の気持ち子知らずということがあるように、親の言うことを聞かず、自分の好きなものを食べ、買ってあげなくても自分の小遣いで好きなものを買ひ、食べているようであります。甘い、しょっぱい、辛い、苦いなどのいろいろな味があるでしょうけれども、食育で一番大事なのはうまみであります。このうまみこそ食育の基本であり、原点でもあります。このうまみの基本に沿って給食調理員の人たちは生徒の給食をつくっていると思いますが、冷凍食品とでき合いのものをミックスしているのか、それとも全て調理員の人の手づくりなのか、どのようにつくっているかお聞かせください。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 食育についてですが、議員ご指摘のように、物があふれ、何でも手に入る現代において、次代を担う子供たちの成長に欠かせない給食は大変重要な課題であります。そこで、学校給食センターにおける調理の状況についてですが、学校給食は成長期にある児童生徒の健康増進と体力の向上、そして安全、安心な食材の使用を第一に考え、多様な食品を組み合わせ、栄養バランスのとれた食事になるよう工夫されています。文科省から示されています学校給食実施基準を満たすことと限られた給食費の範囲の中で、栄養士が苦心して献立を作成しております。地元の食材を使用することを基本としており、赤平産の米や地元の野菜の使用に努めております。しかし、野菜は季節により地元で調達できないことがありますので、その場合はまず国産品を中心に確保しているところです。ただ、毎日約700食を限られた時間と人員、また費用の中でつくるために、冷凍食品も使用せざるを得ない状況ですが、安全に気を配りながら調理すると同時に、

透明性のある食材を示すためにホームページにより毎月の食材の産地をお知らせしております。また、昨今原発事故による影響を心配することもあることから、厚生労働省から公表されております食材の検査データを給食センターの担当者が毎日チェックしており、その懸念を払拭できるよう対応しております。加えて、今年度から週1回食材の放射能検査を実施しており、安全、安心な給食の提供に配慮しているところです。味つけについても調理後の最終段階で栄養士によるできぐあい全体を含めた味つけ確認を経て各学校に配送しているところです。

以上でございます。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕冷凍食品についても中国製でなく日本製のものを使っていると、またそれ以外の材料にしても地産地消で道内物だとか、それから今言ったように原発でも放射能や何かはかって、害のないものを使っているということで一応理解いたしました。

それで、給食ではバランスのよい食事を提供していること、また日々メニューやその食材について苦勞しているとのことですが、子供たちが家庭においては先ほども申しました栄養価など気にもとめずに高たんぱく、高カロリーの、また口当たりのよいだけの味の濃い食べ物を好むような生活を送ってしまうのでは、せつかくの給食での苦勞も効果が薄くなってしまわないかと危惧してまいります。私は、健全な食は健康な体をつくると考えております。ですから、より多くの子供たちが健全な食生活により将来にわたって健康な人生を送ることができるのは学力や体力と同じように大切な事柄であり、それを示すのが食育と思います。そこで、そのような食に関する教育にどのように取り組んでいこうとしているのかお聞かせください。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 市教委といたしましては、家庭での食生活を含めた栄養指導は理想ですが、現在のところ子供たちには学校教育の

中で食の大切さを指導するなど、食に関する教育に配慮しております。本市では、栄養士との兼任ではありますが、栄養教諭を配置してその教育に努めております。また、市教委では本年3月、その一環として市としての食の全体計画を策定し、各学校に対して各学年や教科との関連も含めた食育の指導の取り組みを進めるよう示しているところです。それののっとり、学級担任による関連教科での学習のほか、栄養教諭が各学校に出向いて栄養のバランスが体へ及ぼす影響など、専門的な食の大切さについての指導を行っております。今後とも食育の指導に努めてまいりますので、ご理解、ご協力くださいますようお願いするところです。

○議長（若山武信君） 太田議員。

○2番（太田常美君）〔登壇〕食育に関する取り組みがこの数年前より今のほうが真剣に行われてきているということで、敬意を表します。

それでは、要望として、空知教育センターなどでも食育に関しては関心が高く、月形町で農家を営んでいる女性の田中さんという方を講師に招き、食育の講義をしていただいたということでもあります。関係者以外、一般市民も参加していたということです。今すぐには無理だと思いますが、このことについても前向きに考えていただきますようよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（若山武信君） 質問順序4、1、これからの公共施設のあり方について、2、人のつながりを創る場づくりについて、3、学力向上の環境づくりについて、議席番号3番、植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕おはようございます。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

大綱1、これからの公共施設のあり方についてお伺いをさせていただきます。2015年度より公共施設総合管理計画を作成すると伺っております。その中で計画を見直していただきたい、また具体的な計画に盛り込んでいただきたい項目がございますの

で、質問をさせていただきたく思っております。

1、小学校と児童施設の計画性についてでございます。学校教育条件整備審議会などにより、これまで学校の適正配置計画が進められてございますが、予想を上回る人口減少によりまして子供たちの人数も当初より変更があると伺っているところでございます。ことし統廃合を進め、新年度を迎えた小学校がございまして、平成29年以降から後期の豊里小学校、赤間小学校の統廃合計画を進めることにもなっておりますが、このように子供たちの人数も減少傾向にあることから、さらに先を見通した計画の見直しを行っていただきたいと思っておりますが、この点につきましてはいかがお考えでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 小学校と児童施設の計画性についてですが、学校教育条件整備審議会の答申を受けまして策定した赤平市立学校適正配置計画ですが、少子化の進行は議員ご指摘のとおり、当初のもくろみより進んでいることは確かであり、市教委としても認識しております。市教委といたしましては、子供たちへの良好な教育環境の提供という課題が第一と考えるので、今後は児童生徒数の推移を見きわめ、計画の変更も視野に適正配置に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕そして、今の計画をいろいろと、子供たちの減少傾向によりということで先駆けて見直しを、計画を立てていただくというご答弁でございましたが、先日子ども・子育て支援会議の報告を受けましたが、幼保連携型の認定こども園の構想を描いているという背景も伺っておりますけれども、今後の方向性というのがだんだん定まってきている内容の中で、適当な施設がないということが課題とされてもございました。そして、以前からも同僚議員によりいろいろな質問がある中ではございますが、小学校と児童施設のあり方



を同時に検討し、早期に計画を立てていただく、見直しを行っていただきたいというふうに思っていますが、この点につきましてはいかがお考えでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 幼保一元化を含めた児童施設の今後のあり方についてであります、市教委といたしましても現在策定中の子ども・子育て支援計画にも関係課として携わっております。少子化の進行や児童館等の施設の老朽化により、その統合や移転、また改築が避けられない課題となっていることは認識しておりますので、小学校とのかかわりについては今後の協議の中で意見反映してまいりたいと思っておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ぜび小学校のこれからの統廃合の部分も含めまして、前倒し、さらに同時に、先ほどの質問にもございましたけれども、児童施設のあり方含め、全ての公共施設の部分におきましていろいろと考えていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

続きまして、2、複合文化施設の検討につきましてお尋ねいたします。これまでも多くの議員が質問しています。また、私自身も議員になってから何度もこの部分についてはお伺いをさせていただいてございますが、またさらにこの公共施設を今後考えていくという部分のタイミングの中におきましても、さらにご質問をさせていただきたく思っております。よろしくお願ひいたします。当市において点在している歴史文化遺産の集約化や文化継承を要望する声が本当に多い中で、動きが見えていないのが現状でございます。公開をされていないこともございまして、その後の文化遺産、資料の管理状況が大変心配されているところでございます。ことしの6月定例会におきまして私のほうで質問させていただきまして常設展示ができる部分につきましては、代替

の施設を選定しているということで、早期の再開を目指しているというご答弁もいただいておりますが、その後もその動きも見えていないのが現状でございます。まちも縮小傾向にある中で、歴史文化遺産単独での施設運用をするということは大変難しい財政状況にあると考えているところでございますが、そこで今後施設の老朽化、さらに市民が集う場を目指すべく図書館のあり方、それと市民からの要望もあります交流センターみらいよりも多い人数を収容できるステージを所有する文化ホールの検討なども今後の課題として挙げられていると思いますが、それらを集約した施設の検討をお願いしたく思っておりますが、この点につきましてはいかがお考えでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○議長（若山武信君） 社会教育課長。

○社会教育課長（蒲原英二君） お答えいたします。

資料館につきましては、以前から複数の議員よりご質問があり、答弁させていただいておりますが、赤平市炭鉱歴史資料館につきましては、小学校統合に伴い、現在休止の状態が続いており、教育委員会といたしましても赤平の産業を継承する重要な施設と考えることから、早急に常設展示ができる代替施設を炭鉱遺産として重要な立坑や自走柵等の見学の利便性も視野に入れ、また改修費用等も含めて道が適当な施設を選定しておりますが、まだ実現に至っていないのが現状です。また、文化ホールにつきましては、平成24年に策定しました遊休公共施設等整備計画の中で赤平中央中学校跡の方針の中で、学校統合後に財政状況を見きわめながら解体し、解体後は文化ホール建設の候補地としての検討が示されておりますが、財政状況や今後の各計画等の経過を踏まえながら、また老朽化しております図書館も含めて今後のあり方等について提案をしていきたいと考えますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 先ほどの質問も含めまして教育委員会としてのお考えは十分にお聞きいたしましたけれども、今ほどのご答弁でもござ

いましたが、特に学校を初めとする規模の大きな施設の跡地利用につきましては公共施設全体の方針に大きく影響することと考えます。改めて全体方向を見直すべきではないかとも考える点が多くございますので、この点につきましてのお考えをお聞かせいただきたく思います。よろしく願いいたします。

○議長（若山武信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 公共施設全般にかかわる質問でございますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。公共施設の今後の考え方でございますが、ご承知のとおり、本年度に中学校統合校舎を赤平高校校舎跡に建設することとなり、統合後における現在の赤平中学校をどう活用すべきか、新たな課題も発生しております。現在市町村は、人口減少等を要因といたしまして平成26年度から28年度の間今後10年以上の基本方針を示す公共施設等総合管理計画を策定するよう総務省より要請を受けており、赤平中学校の課題を含め、当市の情勢変化と国の動向に合わせて平成27年度に本計画を策定する予定となっておりますので、先ほどの資料館や文化ホール、さらに複合施設の適正配置も含めまして検討してまいりますので、ご理解をいただきたく思います。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 今後の公共施設のあり方の検討に大変期待をするところでもございます。そして、私のほうでこれは強い要望ではございますけれども、これまで何度でも質問の中でも要望させていただいてございますが、立坑のあり方も今後大きな課題にはなってくるかなというふうに思っております。実際に施設がやはり公共施設として考えられないかということも含めまして、そういった本市独自の公共の場のあり方というものもぜひ考えていただきたくというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、大綱2、人のつながりをつくる場づくりについてでございます。先ほどの議員からもいろいろと重複するところがあるかと思っておりますけれど

も、質問をさせていただきたいというふうに思っております。地方創生に対する国の戦略が明らかになりまして、2015年度以降都道府県、市町村ともに努力義務もございしますが、総合戦略の策定が位置づけられる中で各地域がそれぞれの特徴を生かした独自のまちづくりを行っていきまち・ひと・しごと創生法も設置された中で、当市におきましても独自の政策の立案を含め検討し、打ち出していく準備をする時期にあると考えてございます。そういった中でもこのたびの質問をさせていただきたいというふうに思っております。何とぞよろしく願いいたします。

1、空き家、空き地の活用についてでございます。当市におきましては、都心への人口流出による人口減少、高齢化を含め、公共住宅、個人住宅の空き地、空き家が多くなっているのが現状でございます。実際にさまざまな政策をお考えいただいているところでもございますが、さらにそういった場を人が集う場として変化をもたらす工夫をお願いしたく思っております。まず、これは一つの事例ではございますが、他市の取り組みを見た中で私も大変参考になり、人が集まってくる中での工夫といたしましては大変有力なものとして位置づけるべきだと考えましたので、このたびの提案に含まさせていただきましたが、実はアーティストの存在が大変今有力視をされてございます。アーティストが自由に自分たちの発想を生かせる場を求めて、定期的にアーティスト・イン・レジデンスといったアーティストがその地域に住み込んで地域の住民と一体となり、芸術制作に取り組む、さらにその輪が広がってさまざまな人々が集まってくるといった地域がございまして。当市におきましても、あいている公共住宅や空き地をただ置いておくだけではなく、そういったアーティストが求める場の提供とするべきではないかというふうに思っております。そのために、情報発信を通して利用してもらうことをお考えいただきたく思いますが、この点につきましてはいかがお考えでしょうか。

○議長（若山武信君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 空き家、空き地の活用についてお答えをさせていただきます。市内には人口減少や建物老朽化により空き家、空き地が増加の傾向にあります。民間所有物件につきましては空き家等の情報を募集し、空き家等の有効活用を進める住宅情報住みかエールの実施や中心市街地部分においては商工部局で商工会議所と連携した有効活用について検討しているところでもあります。また、公的住宅については、旧教職員住宅等を活用し、移住、定住を目的とした売り払い、福祉目的施設への譲渡や企業向け住宅としての活用を行ってまいりました。公営住宅等につきましては、計画的に団地の集約、戸数の縮減を図ってまいりましたが、管理戸数全体の約3分の1が空き住戸となっており、そのうちの約4分の3が老朽化等により政策的にあけているもので、早期に除却を進めていかなければならないものと考えております。また、公営住宅等は住宅に困窮する低所得者に対し供給されるものであり、制度の趣旨に沿った入居基準等が厳格に定められており、目的外使用についても社会福祉事業への活用などに制限がされております。

アーティスト・イン・レジデンスではありますが、アーティストが一定期間地域に滞在して現地の生活や環境を体験し、地域の人々と交流する活動を通じて地域のさまざまな社会的資源を発見し、各種資源を題材に作品を制作する手法で、地域の活性化にも効果があることから、近年この事業に取り組む地方自治体もあらわれ始めたようであります。本市においては、どの程度のニーズがあるかなどの検討課題もありますが、現状では公営住宅等の活用については難しいものと考えておりますので、ご理解いただきたくお願いを申し上げます。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 公営住宅の関係で、これまでも何度も質問をさせていただいている中では、実際に使用可能な範囲が決まっていますので、その使用外を認めるのはなかなか難しいという

ご答弁もいただきました。今ほどもその方向性でもありましたけれども、実際に除却を待っている建物が多く建ち並ぶところでは、本当にその時期が来ればいいのですけれども、なかなかその期間もすぐではなく、やはり時期を見ながら除却を進めるという中ではございます。そういった空間をぜひ公共施設のさらに有効活用として使っていただきたいといったところの中で、実際に本市としてもそういった公共施設、公共住宅というものを有効利用できないかという部分の中で、地域の特性を生かし切れていない部分もあるのではないかとこのように思っておりますので、そのところで本市としての特区の申請のご検討はいただけないのかなというふうにも思っております。今規制改革を実現させるために地域がそれぞれの模索をする中で、やはり地域特区を目指して提案、申請をしていくといったことも多くなってございますので、この部分につきましてはいかがお考えでしょうか、お聞かせいただきたく思います。よろしく願いいたします。

○議長（若山武信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 特区に関しまして私のほうからお答えをさせていただきたいと思いません。

2003年4月に構造改革特別区域法が施行され、地域活性化のため創意工夫を生かした自主的な取り組みを行おうとする地域を限定し、取り組みの妨げとなっている国の規制について特例を設け、地域活性化と規制改革を実現する制度として創設されております。しかし、現行における国の流れといたしましては、本年度の地域再生法の一部改正やまち・ひと・しごと創生法の公布によりまして、人口減少対策や地域活性化のためにまずは地方版総合戦略を策定し、基本的な方針を定め、この方針に基づいて地域再生計画を策定し、具体的施策を位置づける、この具体的施策の内容によって、規制緩和すべき事項があれば構造改革特別区域計画を策定し、地域再生計画と同時に施策の実現を図るというふうになってございます。このため、本市といたしましては先ほど

のアーティストの受け入れに限らず、何をまちの喫緊の課題として重点施策に位置づけるべきかを第5次赤平市総合計画との整合性を図りながら整理してまいらなければなりません。なお、さきの議員の質問でもお答えさせていただいておりますが、本市といたしましては平成27年度にこの地方版総合戦略を策定してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 今のご答弁の中で平成27年度からいろいろと計画を進めていくというご答弁もございましたので、その内容でも期待をさせていただきたいと思っておりますが、今企業誘致であったり、そういう商店の開発であったりという部分のことにしましては、利益が伴うものに対しましてはなかなか継続ができないという、こういった地方の環境であるかなというふうに思っております。そのような中で、ある一定の場所をいろいろな発想のもとに転換をしていただけたというアーティストの方々のご協力をという、今のご提案でございましたが、実際に取り組んでいるところを見ますと、地域の高齢者の方がそのアーティストに対していろいろな協力をしていく、寝ていたおばあちゃん、おじいちゃんがいろいろとそのアーティストに対して何か協力をする姿勢が生まれるであったりとか、また世界各国からもそういった地方に来て、海外の方たちのいろいろな視野をその地域の子供たちが共有していくといった場が繰り広げられている地域もございますので、そういった場を実際見てみますと、今地域にいる人たちの考え方だけではなく、そういった考え方を持っている人たちを多く受け入れる扉を開くことが今のこの地域には大切なのではないかなというふうに思っておりますので、幅広くそういった空き地、空き家を利用することをぜひお考えいただきたく思っておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、2番目、サテライトオフィスとしての場の提供についてでございます。企業誘致にご尽

力いただいている経緯がございますけれども、なかなか難しい現状の中で、今後は視点を変えてサテライトオフィスとしての場の提供もご検討いただきたく思いますが、この点につきましてはいかがかなというふうに思っております。今ではインターネットの環境が整えば世界各国との情報交換や会議も可能でございます。整備可能な空き地をリストアップいたしまして、改修費用の一部も負担し、若手で起業を求める方や大手企業のサテライトオフィスとしての提供できる場の情報を市のホームページに掲示し、周知する方法も考えていただきたく思っております。さらに、ものづくりのまちとしての特徴を広めるために技術職員についての手厚い助成も行っていたいただきたく思っておりますが、この点につきましてはいかがお考えでしょうか。お願いたします。

○議長（若山武信君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（伊藤嘉悦君） サテライトオフィスとしての場の提供についてお答えさせていただきます。

サテライトオフィスは、企業または団体が本拠地から離れたところに設置されたオフィスを指しておりますが、勤務者が遠隔勤務できるよう通信設備を整えたオフィス、または郊外に立地する企業や団体が都心に設置した小規模のオフィスがございます。かつては数社に及ぶ企業がサテライトオフィスを設置するなどの展開を図っておりましたが、バブル崩壊とともにオフィスの設置も下火となり、数社が共同で設置したサテライトオフィスの中には民間企業によってレンタルスペースとして運営されており、企業がサテライトオフィスとして用いるというよりも地元の新しく起業する人たちのスタートアップのオフィスとして利用されている例もあるようでございます。

現在は、サテライトオフィスを含めまして、テレワークとしまして個々人の事情や仕事の内容に応じて外出先や自宅、地方都市や山間地域等を含む遠隔地など場所にとらわれない働き方をしており、多様

で柔軟な働き方を実現するための有力なツールになれるものと認識されております。近年テレワーク人口は増加傾向にあるものの、テレワーク導入企業は平成24年度末で11.5%にとどまり、特に中小規模の企業での導入が進んでいない状況にあります。国としましても、テレワークの普及促進に取り組むこととしておりまして、本年総務省において地方のポテンシャルを引き出すテレワークやワイファイ等の活用に関する研究会を立ち上げたところであり、今後国としての方針も示されるものと思われまます。当市といたしましても今後国の動向を注視してまいりたいと思ひます。

また、ものづくりのまちとしての技術職人の養成の場所をつくることのできないかということにつきましては、遊休施設などの利用方法の中で検討してまいりますので、ご理解いただきたくお願いいたします。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ただいまご答弁いただきました内容で今後いろいろと遊休施設の中でもお考えいただけるということでございましたが、テレワーク、サテライトオフィスの中でも私もいろいろと見てきたところがございまして、先ほどのご答弁の中にもございましたが、中小企業での導入は進んでいないという情報、それはその企業の規模や職種内容、受け入れ側の対応含めてさまざまな形態があると伺いました。それもご承知だとは思っておりますけれども、そしてまたそれによって計画が進んでいく中で急激な定住人口がふえるわけでもございませぬので、そういった交流人口をふやしていく中で定住人口が何十年かにさかのぼって何人といった少人数なのですけれども、そういった形で継続的にやっていくことが減ではなくて人口増に持っていく一つの働きかけだというふうに言っていた方がいらっしやいました。ですから、継続的に受け入れる態勢を地域でどういうふうにつくっていくかが必要になってくるのではないかなというふうに思ひまして、国としてどうあるべきかということよ

りも、私たちの地域をどうしていきたいかという取り組みがまたその一つの魅力となつて、そういった方たちが来るのではないかなというふうに思ひますので、ぜひそのあたりも今後お考えの一つの中での参考にしていただきたいなというふうに思ひます。

実際に今大綱2でお話をさせていただきました内容含めて先進的な地域をぜひ見に行つていただきたいなというふうにも思ひますので、そのあたりも今後の課題としていただきたいなというふうに思ひます。全体的に一つのある情報におきますと、これはちょっと切り離しての私の感想でございますが、2040年には皆様ご存じのとおり、当市におきましても1万人を切つて4,000人台の人口ではないかという予測もある中で、当市におきましても国の動向を見てということよりも豊かな発想を生かせる組織づくりのあり方というのもこの中でも考えていく中で、ぜひそういったお考えを取り持つていつていただきたいなというふうに要望でございました。以上でございます。

続きまして、大綱3、学力向上の環境づくりについてお伺いをさせていただきます。先日全国学力・学習状況調査における結果が発表されてございました。当市の子供たちの学力の状況も発表されてございまして、全国から見て低い状況がうかがわれてございます。次世代を担う子供たちに多くの夢や希望を持ってもらうためにみずからの学力について意識を強めてもらう地域環境がさらに必要だと強く感じているところでございます。そこで、質問をさせていただきます。どうか思ひます。

1、地域ぐるみで考える子供の学力向上のあり方について。ア、勉強方法を学び、学習習慣を身につける取り組みについて、要望も含めご質問をさせていただきます。どうか思ひます。まず、学力が低下している今の子供たちの傾向には勉強の方法がわからない、また自分自身の将来について夢を描いていないという現状があるということをも市民の方から伺つてございます。そこで、子供たちに勉

強に向き合うための考え方を教える機会や家族の方々に協力してもらい、学習の時間をふやすための工夫をぜひご検討いただきたく思っております。これまでいろいろな取り組みをされていることも承知ではございますけれども、さらに私のほうから提案をさせていただきたい事項をお伝えをさせていただきたいというふうに思っております。

まず、勉強に向き合うための工夫につきましては、成績が低い子供たちに学校の休み時間や放課後の時間、先生たちにも協力してもらい、学習の強化を図るといったことをさらに工夫をしていただきたいと思います。また、参観日を利用して、勉強に向き合う力を身につける講座を親とともに受けられる、そういった場所をつくってもらおう。また、子供たちが立ち寄る場やスクールバスの中に、勉強に向き合うための意識を高めるためにメッセージボード、ポスターを掲載する。さらに、ご家族の方にも協力してもらい、家庭学習に取り組んだ時間がわかる日誌をつけまして、頑張った子供には、目標を達成した子供にはノートや筆記用具をプレゼントする。また、地元の企業の方に協力してもらいまして、将来の仕事について語ってもらい、夢を子供たちに描いてもらえるような座学をふやすなどといった工夫をぜひさらに、さらにお考えいただきたく思っておりますが、この辺の工夫につきましてはいかががお考えでしょうか、お考えをお聞かせいただきたく思います。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 先般全国学力・学習状況調査の結果についての報道がありまして、また本市の状況についても概要を市民周知したところですが、議員ご指摘のとおり、学力についての全体的に学力が低いという結果は重大に受けとめております。この傾向はここ数年続いている状況となっておりますことから、市教委では企画室を初め校長会とも連携し、今年度は学力向上委員会を設置して全体的なその対策に当たっているところです。方策の一つとして、道教委による北海道学力向上推進事業

における地域の学力向上支援事業の拠点校として市内の2校を指定して、また他の3校においても同様の取り組みを進めるよう対応しているところです。その中では、先進校の視察や全国調査上位県であります秋田県の教員により市内小学校の教育活動を視察してもらいまして、本市の教員に対してその講評と助言を通して赤平市の学力の向上に努めているところです。赤平市の学力向上の基本は、学校における授業の改善であるとともに、学力状況調査においても家庭での過ごし方が学力に影響している傾向が出ておりますので、あわせて学習習慣の定着を保護者をお願いしており、家庭の協力を高めることも重要な課題であります。昨年も親学講座を開催するなど家庭学習の重要性や家庭での過ごし方について働きかけをしているところですが、なかなか目指す家庭の参加が得られないなど、これらの行事の難しさを感じているところです。

学校では、学習の内容ばかりでなく、学習に向かう態度や姿勢など学習規律を重視し、基本的な事柄から指導を行っております。同時に学習の目的やその後の振り返りによる単元の確認など、学習内容のより効果的な定着のための対応も行っているところです。具体的な方策についての議員のご提案については、今後十分参考にしてまいりたいと思います。また、将来の夢や自己肯定感についても、道徳の時間をかなめとした教科全体を通じてその醸成に努めてまいります。学力の向上については、まだまだ改善する部分があることは学校も市教委も認識しているところです。これに向けての諸施策への流れを絶やすことなく、またより強く進めるよう努めてまいります。今後ともご理解、ご指導をいただきますようお願いいたします。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 多少ちょっと具体的な提案をし過ぎた点がございましたけれども、ぜひ学力向上委員会の中におきましてもそういった雰囲気づくり、環境づくりを本当にお考えいただきたく、今もそういった方向性でということのご答弁

いただきましたので、期待をするところではございます。そして、子供一人で学習することに向き合わせるという方向性ではなくて、やはり周りの環境が大変大切になってくるというふうにも今のお考えも聞いて、私も同感でございます。親や社会環境の中でそういったものもつくり出していかなければいけないと、やはり大人の責任でもあるかなというふうにも思った次第でもございます。また、1つ思うのが成績のあり方、成績ありきではなくて、やはり学習に取り組むことに対する評価ということも大変重要なのではないかなというふうにも今お聞かせいただいた中で思いましたので、ですから成績が上がったとかではなく、学習の時間をすごく取り組んで頑張った子供たちにもそういった評価をしてあげながら成績を高める方向性というふうにも感じた次第でございますので、ぜひ今後の取り組みを期待するところでございますので、何とぞよろしくお願いいたします。

続きまして、イ、まちの先生認定企画の検討につきましてお伺いをさせていただきます。経済的な問題で塾に通う子供と塾に通わない子供たちで大幅な学力の差が生じることなく、さらに地域格差をなくすためにも、子供たちの放課後や帰宅後、土曜日、休日などを利用して学力向上に対して意識を強めるためのサポート役の存在が当市では必要なのではないかと考えてございます。そこで、当市の教育委員会による特別免許を設け、免許を取得した者にはまちの先生として担いを持っていただき、子供たちに対し学力向上のアドバイザーとしてご活躍いただく仕組みづくりをご検討いただきたく思っております。また、PTAや教育委員会とも連携し、子供たちが勉強を楽しむための企画づくりやそういった企画が手がけられるようにするなど、そのような人材の起用をお考えいただきたく思っておりますが、この点についての必要性やどのようにお考えかをお聞かせいただきたく思います。よろしく申し上げます。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） ただいま議員ご指摘のように経済的な問題で学力に格差が出るということは、公教育を預かる者の重要な課題と考えています。市教委では家庭での過ごし方の重要性についていろいろな機会を捉えて周知しているところであり、読書活動や放課後学習、長期休業中の補充的学習の奨励など、学力向上プランの着実な実行を目指して学校、家庭、地域の連携で効果的な学校活動となるよう努めております。

そこで、ご提案の市教委による特別免許制度の実施によるまちの先生についてですが、やはり保護者としては子供に勉強を教えるのは教員の免許所持者か、もしくはそれに類似する方の指導が望ましいと希望すると思いますが、現在本市にはそのような人材が近隣市に比べて少ない状況になっております。また、それに準じた能力をはかる市教委独自の免許制度についても、学校教育の指導主事など専門的な職員がいない現状の中では仕組みはその認定基準の策定などで難しい課題があると考えます。いずれにしても、この問題については子育て支援の問題とも密接に関係します。学校外での子供の居場所づくりとその環境づくりについては、子ども・子育て支援計画策定協議の中でも議論されておりまして、ソフト面、ハード面の課題も確認されているところです。単に教育関係者のみならず、保護者や地域全体で考えていく課題であることはご指摘のとおりでありますので、学校現場とも十分協議しながら、児童生徒個々の状況も把握しながら学力向上のために努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご支援くださるようお願いいたします。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ただいまご答弁いただいた内容の中で学校、家庭、地域が連携していく、子供たちに対する家庭学習向上の環境づくりということだったのですけれども、またさらに特別な免許ではなく正式な免許の先生の存在が必要だということなのですが、学校、家庭、地域、そういうふうな連携というのなかなか難しい地域社会の時

代を迎えているのではないかなというふうに思っ  
てございまして、なかなかそういった四角四面の中  
での連携という部分が行き届かないところもある  
のではないかなというふうに思っております。です  
から、そこをどうにかして補完できるような人材  
が今大変必要なのではないかなというふうに思  
っております。先日委員会の中でもございまし  
た。今ほども言われましたけれども、学校以外で  
の子供の集う場所、またさらに児童福祉施設整  
備計画も今後は立てられるということでござい  
ましたので、そういった計画の段階からそのよ  
うにともに協力してもらえ、補完してもらえ  
る人材の起用が教育委員会としても必要なの  
ではないかなというふうに考えると、また新た  
な年を迎えようとしている中では、地域おこし  
協力隊の起用もぜひ考えていってもいいの  
ではないかなというふうに思っております。

最後になりますが、今掛け算も十分に理解が  
できない子供がいるというふうに当市の市民  
の中から伺っております。このような状況が  
拡大していく前にスピーディーな戦略が必  
要だというふうに思っておりますので、その  
あたりにもぜひ手厚いしっかりとした政策  
をしていただきたい、子供たちに対して  
していただきたいというふうに思っており  
ますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（若山武信君） それでは、暫時休憩といた  
します。

（午前 11時56分 休 憩）

（午後 1時00分 再 開）

○議長（若山武信君） 休憩前に引き続き会議を開  
きます。

引き続き一般質問を行います。

質問順序 5、1、エルム高原について、2、金婚  
式について、3、文化施設の創設について、議席番  
号 7 番、菊島議員。

○7番（菊島好孝君）〔登壇〕 通告により、一  
般質問をさせていただきます。ご答弁のほどよろし  
くお願いいたします。

大綱 1、エルム高原について、①、これまでの検  
証と効果についてお伺いをしたいと思います。平成  
7年にオープンしたエルム高原であります。このエ  
ルム高原のリゾートエリアには、貸し別荘式のコテ  
ージ虹の山荘あるいは公園型キャンプ場の家族旅行  
村、車を乗り入れてキャンプをすることのできるオ  
ートキャンプ場、そして日帰り温泉ゆったりと、そ  
れぞれ四季を通して利用できる施設が存在しており  
ます。それぞれの施設については、今まで市商工  
政観光課、そして指定管理者である赤平振興公社  
の努力のもとに、赤平市民や他の地域から来られ  
た方々に利用され、そして喜ばれる施設や場所と  
して運営されてきたところでございます。その中  
にあって特に家族旅行村においては、当市として  
平成22年からこの5年間にわたりまして、非常  
に財政状況の厳しい中、高尾市長の英断あるい  
は市民からのご協力、そういったものを得なが  
ら、約6,000万円の公費をかけて世界的に有  
名な彫刻家であります流政之氏の彫刻作品を展  
示し、そして彫刻公園としての整備をしてきた  
ところでございます。

そこで、その家族旅行村における彫刻公園と  
して、エルム高原においてどんな役割を果たし  
てきたのだろうか、あるいはそれによって交流  
人口はどうか、そしてまたその効果はどうか  
ということをここでそろそろ検証をしなければ  
いけないというふうに思っております。この件  
につきましてご答弁をいただきたいというふ  
うに思います。よろしく申し上げます。

○議長（若山武信君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（伊藤嘉悦君） これま  
での検証と効果についてお答えさせていただきます。

平成22年に、縁ありまして世界的彫刻家  
であります流政之先生より彫刻作品「SAKIYAMA」  
の寄贈を受け、家族旅行村のトリム広場に建  
立いたしました。以後5年間にわたり、流先  
生または市民か



らの寄贈、そして1体については市が購入させていただき、全部で10体の流作品の彫刻が建立され、家族旅行村の中に彫刻公園サキヤマとして完成したところであります。それぞれの彫刻作品の除幕式には、北海道流塾や流赤平応援隊を初め、市内外から多くの方にご参加いただきました。また、除幕式終了後は、流赤平応援隊によりますSAKIYAMAまつりが開催され、赤平市出身の書道家、石飛博光氏と同じく赤平市出身のバイオリニスト、板垣登喜雄氏による揮毫と音楽のコラボレーション、赤平火太鼓や札幌ジュニアジャズスクールの演奏など、毎回趣向を凝らした演出で多くの方に喜んでいただいたところであります。

また、家族旅行村はキャンプ場として特に市外から多くのお客様にご利用いただいておりますが、どうしても夏に集中しております。ところが、今では夏以外にも彫刻作品を見学に訪れる方が見受けられるようになりました。彫刻公園サキヤマの完成に当たり、リーフレットを作成し、全道の美術館に配布いたしましたので、今後は芸術の愛好家の方々にも周知され、訪れていただけるものではないかと考えております。いずれにしましても、本物の芸術作品を身近に見ることができるということは、心の豊かさや芸術的感覚を養う上でも大変よいことだと思いますので、より多くの方に見ていただけるようにPRしてまいりますので、ご理解いただきたくお願いいたします。

○議長（若山武信君） 菊島議員。

○7番（菊島好孝君）〔登壇〕 ということ、商工労政観光課は商工労政観光課としてのPRの仕方、そういうことをいろいろやっているというのはよく理解しております。それで、一番大事なことは、PRをしたよと、ではPRをしたのだけれども、その結果はどうなっているのだろうか、現状はPRした部分の効果というのは本当に出ているのだろうか。これはどの部分にでも言えることなのですから、これからはやっぱりその検証というか、自分たちがやってきたことに対する効果というか、そう

いったものを検証して把握して次のステップにつなげていくと、そういうような展開で物事に対処していただきたいというふうに思います。

続きまして、2番目の今後の運営及び活用についてご質問させていただきます。エルム高原施設等の利用者減少に歯どめをかけるべく、本年はいろいろのイベントの企画あるいは実行してまいりました。ゆつたりにおいては、市内に居住する65歳以上の市民に月1回の入浴サービス券を発行したり、独自の企画であるビアガーデン、こういう事業も行ったし、あるいは演奏会なんかもやってあそこに来られる方を盛り上げた、また子供を対象とした謎解きゲームだとか、趣向を凝らしながら何とか集客をしようと、そういう努力をしていることには敬意を表するところであります。しかしながら、市民の中にはまだこのエルム高原、特に10体の彫刻群がある彫刻公園サキヤマの認識がない方がたくさんいらっしゃるのです。広報や何かでもいろいろ載って、PRはしているのですけれども、実際に本当に見てくれればいいのだけれども、なかなか見ない人に限ってそういう不平、不満を言う人が多いのです。

春には、あそこは花見やバーベキューのできるすばらしい場所です。夏から秋にかけては、子供たちを連れて行って川でもってちょっと水遊びをしてみるとか、あるいは昆虫をとって歩くとか、あるいはあそこにあるステージでもってそういうものを利用して自分たちで音楽を楽しむだとか、あるいは流先生の10体の彫刻の鑑賞もできる。こういうところでもありますし、それから冬になればそり遊びなんかできる環境もある、それから場所によっては歩くスキーなんかもできる。本当に春、夏、秋、冬、四季を通してすばらしい場所だというふうに私自身は考えるのです。あそこでもって例えばいろんな物品の販売をイベントをやったときにやったり、まだまだ皆さんからいろんな意見をもらえれば楽しみ方がたくさんある場所なのです。

どうでしょう、この四季を通してこんなすばらしい場所が赤平にあるのだよと、こういうことで市民

にもっともっと深くご利用していただくと。そして、それには、私のこれは提案ですけれども、（仮称）赤平市民の日、これを1年に1日つくったらどうか、あるいは市民の一日デーというものを赤平市として設けたらどうだろうか。そんな日を設定して、巡回バスを運行して、赤平市民の方にまずあの場所を見ていただくと、こういったことで赤平市民にまず知っていただくと、利用していただくと、そういうことから始めていただきたいなというふうに思います。ここをまず開放して、市民が一日エルム高原の家族旅行村で交流の場を持つ、楽しい時間を過ごす、そして市民がみんなで市民のための楽しめる一日をそこで過ごすと、そういう日を設けたらいかかなというふうに思いますけれども、考え方をお聞かせ願えれば幸いです。よろしくお願ひします。

○議長（若山武信君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（伊藤嘉悦君） 今後の運営及び活用方法についてお答えさせていただきます。

エルム高原施設につきましては、指定管理者として赤平振興公社が運営をしており、エルム高原施設の利用者増のために各種のサービスを行っていただいております。エルム高原温泉ゆったりでは、回数券の割引販売や開設周年事業として歌謡ショーの開催、年賀状の抽せん番号を利用したお正月プレゼント、また宴会場利用者への送迎サービス、毎月29日の半額の日などを行っており、ことしは今議員おっしゃったとおり新たにビアガーデンを設置し、バンド演奏を実施したところでございます。そして、多くのお客様にご来場いただきました。虹の山荘ケビン村では、長期宿泊割引や冬期間の閑散期割引などを行っておりますし、本年度は壁紙を張りかえ、リニューアルし、新たにパンフレット等を作成する予定でございます。家族旅行村オートキャンプ場では、冬はそりコースの整備をし、冬の外遊びの場として利用していただいておりますし、夏には多くの方にキャンプ場として利用していただいております。また、エルムの森では、オリエンテーリングや散策を楽しめるよう順路の案内表示看板を設置してありま

す。また、子供たち向けに昨年からエルム高原を会場に謎解きゲームを実施し、多くの子供たち楽しんでいただきましたし、本年からは手ぶらキャンプとして、キャンプ用品がなくても手軽にキャンプができるよう、テントやキャンプ用品のレンタルを開始いたしました。また、多目的広場のステージを利用した野外コンサートでの活用のPRをしておりまして、本年は松村組による太鼓の演奏が実現したところであります。

しかしながら、家族旅行村はキャンプ場として市外の方の利用が多い状況であり、もっと市民の方にもご利用いただきたく思っておりまして、今後は実施される行事などを事細かくなるべく広報等を利用してPRしてまいりたいと考えております。また、一日市民デーを設定し、巡回バスを運行してはどうかとご意見でございますが、指定管理者であります赤平振興公社とも協議し、より多くの市民の方にご利用いただけるよう検討してまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（若山武信君） 菊島議員。

○7番（菊島好孝君）〔登壇〕 僕は、あの場所でそういう市民の方々が集うと、あそこにたくさんの市民の方に行ってもらおうと、まず底辺を広げることです。利用者の底辺を広げること、これがすごく、ピラミッドだって底辺が広くなればなるほど安定するわけです。だから、そういう意味ではあそこに行く方を一人でも多くの人に行ってもらおう、そういう仕掛けをすると、それがあその場所を交流人口をふやす唯一の手段でないかというふうに思います。その中にはいろんな方法があると思ひますから、今おっしゃったように、ぜひとも指定管理者であります振興公社ともいろんな打ち合わせをしながら市民の多くの方々にご利用していただくような、そんな企画を立てて実行していただきたいな、そういうふうに思ひます。これは私の切なるお願いでございますけれども、何とか一日市民デーをやっていたらなというのが希望でございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、2番目の金婚式についてお伺いします。①、記念品についてでございます。金婚式については、平成16年までは赤平市と社会福祉協議会、それぞれ財源を負担して催しを行ったり、金婚の祝い品、記念品ですけれども、これを贈呈してまいりました。また、家族からの若干の負担金をいただいて、飲食等も行ってたというふう聞いております。しかし、平成17年以降、財政事情等苦しいこともありまして、これら全ての催し物の中止、そして記念品の贈呈の中止、もちろん飲食等も中止として、全てそういったものが中止で現在に至っているというふうに確認しております。金婚の章としての表彰は、これは行っていますけれども、表彰状1枚でございます。金婚式というのは50年間この赤平にいて、そのあかしとしてもらうものについてはちょっと寂しいのではないかなという、そういうような思いをした者の一人でございます。参加人員にしても、平成16年までは約70%以上の出席率を見ておりました。ですけれども、平成17年、この記念品がなくなってからは平均で55%ぐらいに、約半分ちょっとぐらいにダウンしています。人口減少というのも起因しているかもしれません。ですけれども、彼ら先輩の方々が長きにわたってこの赤平の地で地域貢献をしていただいたからこそ今の私たちがあるのだということを私たちは身にしみて感じるべきだというふうに思います。そんなことで、今後の催し物や飲食、これもやれとは言いませんけれども、せめて少額の記念品を贈呈して感謝の意を伝えたらどうかというふうに思いまして、この質問をさせていただきました。いかがなものでしょうか。

○議長（若山武信君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英） ご質問にお答えいたします。

結婚50周年という人生における一つの節目を迎えるご夫婦に対し、社会福祉協議会との共催で記念の式典として赤平市金婚式をとり行い、金婚の章を贈呈しています。ご質問にありましたように、平成16年度までは社会福祉協議会に事業の負担金を支出し

た中で式典の運営と記念品の贈呈を行っていましたが、市の財政状況が悪化していく中で平成17年度以降負担金が年々減少し、平成20年度以降は支出をしていないことから、平成17年度から記念品を廃止し、金婚の章並びに額縁及び記念写真のみ贈呈しているところです。金婚式を行う意義といたしましては、この式典をきっかけにして、それぞれの家庭が50周年の節目を迎えたご夫婦を心から祝い、また長年のご苦勞をねぎらい、そして感謝するきっかけにしていただきたいと願いが込められているものでもあります。なお、今後の金婚式のあり方につきましては、共催しております社会福祉協議会と十分協議をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（若山武信君） 菊島議員。

○7番（菊島好孝君）〔登壇〕社協との協議をしながら進めていくということでございますけれども、それはわかりました。

私もう一つ申し上げたいのは、平成17年から平成25年の間、当市の事情で記念品を贈呈できなかったということでもあります。であれば、今存命で赤平に在住している方々、平成17年から平成25年の中でお配りできなかった、お渡しできなかった、そういう方々にも記念品を贈って感謝の意を伝えたらどうかというふうに思っております。この件についても一応社協との話し合いになると思いますけれども、今後やるのであれば、ぜひともその間も渡してやっていただきたいと、そんな金額多額でなくて結構だと思うのです。やっぱり記念品という、そういう形あるものがあれば、もらった方は大変感謝すると思うのです。そういうことで、今まではもらえたよと、これからはもらえなかったよ、またもらえるよと、そういうことではなくて、もらえるのであれば、やっぱりもらえなかったときからの部分も含めて協議をしていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

続きまして、3番の文化施設の創設について、①、総合的な資料館の創設についてご質問をさせていた

だきます。この私の質問については、前段各議員の方々からも似たような質問があって、多少重複する、そういった部分もあるかと思いますが、これは私の最後の思いを込めて述べる部分でお許しをいただきたいというふうに思います。

まず、過去多くの議員の方々がこの資料館の創設というものについてそれぞれの立場、それぞれの分野から質問をなされてきたというふうに思っております。これまでいただいたお答えは、ほとんどの返答が公共施設改革専門部会の中で検討をさせていただきました、協議をさせていただきます、こういうお答えでした。でも、その答えは依然として返ってきておりません。私の記憶が間違っていなければ、そのように記憶しています。しかし、もうそろそろ具体的な計画が目標として示されてよいのではないかというふうに考えているところでございます。郷土資料につきましては、旧医院であったものを赤平市の郷土館として利用されておりましたけれども、今は除却されて、中にあった郷土資料も公民館の中に保存されております。また、炭鉱の歴史資料につきましては、住友赤平小学校の閉校跡に保管されております。これらの資料等も何年もそのままにしておくと、傷んだり風化したりする心配があります。大切な資料が無価値になってしまうと、そういうような心配が懸念されるわけでございます。そこで、郷土資料や炭鉱の歴史資料がそれぞれの場所でどのように保管、保存されているのか、これが一つでございます。それから、移動するときに本当に現存の資料の価値のまま運搬したりなんかすることができるのか、その移動する場所はどこなのだということをお伺いしたいというふうに思っております。つけ加えますけれども、この資料館の創設に当たりまして、まず資料が現在のままの状態で大丈夫なのかという心配からこの質問に至ったわけでございますけれども、ぜひともお答え願いたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（若山武信君） 社会教育課長。

○社会教育課長（蒲原英二君） 総合的な資料館の

創設についてお答えいたします。

赤平市郷土館につきましては、平成21年3月をもって閉館となり、平成25年度に除却され、資料につきましては赤平市公民館に保管されております。資料等の保存状況につきましては、なるべく日が当たらない場所等で少しでも劣化しないような形で保管している状況です。

次に、赤平市炭鉱歴史資料館につきましては、小学校統合に伴い、住友赤平小学校の閉校により休館している状況ですが、展示時の状況のまま9月には電気の切りかえ工事を行い、収蔵施設としての機能を維持するとともに、研究、学習目的の場合にのみ一部公開をしておりますので、保管につきましても維持している状況であります。

資料の展示、収蔵につきましては今のところ、同じような答弁になってしまいますが、公共施設改革専門部会を中心に策定されました遊休公共施設等整備計画に基づき、住友赤平小学校跡の方針の中で、赤平市立小中学校適正配置計画による豊里小学校及び赤間小学校の学校統合により、双方ともに耐震化された建物となっているため、廃校となった側の校舎に資料館としてあわせて移転することとなっておりますが、今後の財政状況や配置計画等を踏まえながら開設に向けて進めてまいりたいと思っておりますし、またその際の運搬に際しましても、現在の保存状況で劣化して運び出せない資料等はございませんが、今後も資料の価値が下がらないような保存に努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山武信君） 菊島議員。

○7番（菊島好孝君）〔登壇〕 ただいまの答弁では、炭鉱歴史資料館については収蔵施設として機能を維持すると、あるいは研究、学習目的の場合のみ公開をしていますよと、そういう話をいただきました。ですから、公開をしているから、1年間のうちに何日かはそこに入出入りして確認することはできると思いますが、例えば公民館の中に保存されている資料等については、確認も行っているとい

うことなのですから、どのぐらいの頻度でどう  
いう状況の確認の仕方をしているのかなというふう  
のが心配なのです。なるべく傷まないところに置いて  
いるとは言いながら、そこに置きっ放しで確認を  
するといってもなかなか大変でないかなというふう  
に思うのですけれども、本当に大事な資料なのです。  
だから、傷まないように保管しているというのはわか  
かるのです。だけれども、やっぱり保管した以上は  
確認をしなければだめだ。だから、そこら辺の確認  
の仕方、どういうぐあいになっているのか。例えばこ  
れから冬になってこうなるよと、出入りできなくな  
るよと。そうしたら本当にどうやって確認するの  
ですかという、そういう疑問もあるわけです。だから、  
そこら辺をちょっとお聞きさせてください。

○議長（若山武信君） 社会教育課長。

○社会教育課長（蒲原英二君） やっぱり言われた  
とおり、なかなか冬になると出入り等も難しくなり  
ますけれども、冬等にはあそここのところの場所を2  
月、1月かな、一度あけたりしますので、そのとき  
には必ず一度確認を行いますし、今後夏になっても  
そういった確認という形の部分を毎月1回なら1回  
という形で今後させていただきたいと思いたすので、  
どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（若山武信君） 菊島議員。

○7番（菊島好孝君）〔登壇〕 ただいま毎月1  
回ぐらいやるという決意でございますから、大事な  
資料なのです。ですから、そういうことで大事に保  
管、大事に保存していただきたい。私の今のこの質  
問の将来の総合的な資料館の創設にもつながって  
くる大事な部分なので、よろしくお願ひしたいとい  
うふうに思います。

次に、ただいま申し上げた資料については郷土資  
料あるいは炭鉱の歴史資料等でございますけれど  
も、将来の赤平にとって必要なことはそれらを含  
めた総合的な資料館の創設ということだというふう  
に私は思っております。それは、統合で残された旧校  
舎の再利用しかないのです。しかも、耐震化が完了  
されている旧校舎。そうでなければ耐震化をした意

味がないわけでありますから、その校舎でしかそう  
いうものを創設していけないというのが誰が見ても  
赤平の現状からすればおわかりだというふうに思っ  
ております。そして、その校舎を、予算の面で云々  
というものもあるけれども、予算に関係なくとりあ  
えずは目標を持つというか、その校舎を早く特定す  
ることが私は急務だというふうに思っています。こ  
れができないと、今までの各議員から、いろんな資  
料館の創設だとか、そういう分野から出たし、各議  
員からいろんな角度から出て、そういったものをど  
うするのだと、歴史資料どうするのだ、炭鉱資料ど  
うするのだと、いろんなものが出てまいりました。  
だけれども、そこを早く特定してあげないとだめだ  
と思うのです。残ったものが2つであれば2つでも  
いいと思うのです。そこをここかこと、ではここ  
の場合はどうするのだ、この場合はどういうこと  
をするのだと。お金は後からです。でも、そういう  
計画を早くしないと、いろんな赤平のまちづくりに  
弊害をこれから起こしていつてしまうのではないかと  
いう、そういう心配もあります。

その中には、郷土資料館で保存あるいは保管して  
いたものだとか、私が目指す総合的な資料館とい  
うのは、住友の歴史資料も含めて、例えばその学校跡  
地の中に美術館、例えば赤平の出身で道展の会員  
の方が何人かいらっしゃいます。伊藤さんだとか、そ  
れから浜向さんだとか、そういった方々の絵、また  
今回エルム高原の家族旅行村のほうに彫刻を世話し  
ていただいたきっかけをつくってくれた今JRにい  
る勝見さんだつてそうです。そういう赤平出身の方  
の絵を飾る部屋をつくる、そういう美術館。あるい  
は、いろんな意味で今赤平に力をかしていただい  
ている石飛さんがいらっしゃるでしょう。書道館、彼  
の書いた書道を展示する部屋、そういったものをつ  
くってもいい。あるいは写真館、赤平市内の本当に  
重立ったすばらしいところを写真に撮って、ここが  
赤平の名所だよというか、赤平のすばらしいところ  
だよというものをそこの部屋に飾ってもいいではな  
いですか。あるいは音楽館です。今本当に懇意にさ

せてもらっている、いろんなところから議員さんからも出ている、それから答弁の中にも出ている板垣登喜雄さん、今バイオリンで一生懸命赤平を全国にPRしてくれている。彼の資料だとか、あるいは赤平出身の例えば中学生の方々が吹奏楽で優勝したよと、そういうための記念の写真でも何でもいいと思うのです。そういう音楽館をつくと、あるいは音楽教室をつくと。あるいは匠塾、今一生懸命赤平で若者たちが子供たちのために、あるいは老人たちのためにもものづくりの場を提供しているのです。だから、そういう方々が活動できる場所、これは例えば高齢者の方々にもものづくりをしてもらいましょう、あるいは子供たちのものづくりの体験館としてもここを利用しましょうと、そんな部屋があってもいいのではないかと。

あるいは閉校後の学校資料、赤平の閉校後の学校資料がどこにどういふふうにあるか、ちょっと僕も調べていなくてわからないのですけれども、今まで数々の学校が閉校してきたはずで、その閉校してきた後の歴史ある資料がそういうところに一堂にして展示されれば、これが赤平の歴史だな、これが何々小学校の歴史だな、これが何々中学校の歴史だなと。そして、目新しいところでは11月1日に閉校式を迎えた赤平高校です。ここにだって赤平東高を含めたたくさんの資料があるはずで、そういう資料の置き場所が大変だと思うのです。だから、早くそういう場所を特定して、そういうものをここに運ぶのだという計画を立てないと、どういふ保存の仕方をするかわからないはずなのです。それを今後やっていきたいということなのです。そして、欲を言えば、赤平には日本のものづくりの300社に選ばれた企業が4社あります。そういうところで表彰されたものを学校の教室を使って一部展示してあげるとか、あるいは図書館もそうです。先ほども図書館の話出しましたが、図書館だっていつまでも、いつまでもあそこに置いておくわけには僕はいかないと思うのです。あそこ動かすときにはどうしたらいいかという問題も出てきます。では、

そういうところで図書館もこういうところに入って何とかならぬかなとか、そういう計画というか、目標をどんどん、どんどん先につくっていかないとだめだと思うのです。そういうところを考え合わせると、先ほども申したように、耐震化が完了した旧校舎しかないというふうにするのです。私は、都市機能というか、赤平のそういったものを高めていくためには、文化だとか、あるいは芸術の振興を図ると、こういうことをやりながら、それを大切にする心を養う場、そういったものを市民に提供することだというふうには思っています。ですから、将来高齢者と若者がこの赤平では共存共栄、共生する、そういうまちにする、そういうことに僕はつながっていくのではないかなというふうには思います。

以上のことから私の希望も含めてお話をさせていただきましても、この赤平市にとって本市の先輩たちがつくった歴史の継承、そして足跡、これを若者たちや子供たちに引き継いで残していってもらい、そのためにぜひ総合的な資料館、この創設、これをお願いしたいというふうには思います。いかがでしょうか。

○議長（若山武信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 総合的な資料館、複合施設といった趣旨のご質問でございますが、これは公共施設全般にかかわる問題となっておりますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

当市におきましては、人口規模に見合った公共施設の適正配置や行財政改革の一環といたしまして、平成20年には赤平市公共施設改革、平成24年には遊休公共施設等整備計画を策定いたしまして、既に多くの公共施設の統廃合を実施してきております。先ほどお話がございました資料館につきましては、この遊休公共施設等整備計画の先ほど社会教育課長からもお話がありましたが、住友赤平小学校跡の方針の中で、炭鉱資料館については豊里小学校及び赤間小学校の学校統合により廃校となる校舎に移転し、なおかつ炭鉱に限らず、赤平市全ての歴史を知るこ

とができる資料館とする内容を示しておりました。しかし、本年度に入りまして、今後の赤平中学校と中央中学校の統合校舎に関しましては、赤平高校校舎跡に建設することに変更となり、これによって赤平中学校の跡利用をどう活用するかということが大変大きな課題となっております。

今後の公共施設の基本的な考え方といたしましては、現有施設よりも基本的にはふやさない、耐震化基準を満たしている施設は避難施設の位置づけを含め効果的に活用をする、そして議員が言われるとおり、できるだけ施設の複合化を進めることで施設管理の効率化やそのみならず、市民並びに団体の交流の場を創設してまいりたいというふうに考えております。そこで、平成26年4月22日の総務大臣通知によりまして、市町村は平成28年度までに公共施設等総合管理計画を策定するよう要請を受けており、本計画は地方公共団体において厳しい財政状況が続く中、今後人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、計画期間は10年以上で長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、公共施設等の最適な配置を実現することが必要というふうに言われております。本市におきましては、規模の大きい学校校舎跡や跡地の活用は、市全体の公共施設の利用方針を定めるに当たって非常に重要な課題となりますし、さらに来年3月に完成を予定されている子ども・子育て支援事業計画には幼稚園、保育所の施設方針も示されると思いますので、議員の言われる総合的な資料館も含め、こうした情勢変化に対応するため、国の要請に基づく公共施設等総合管理計画を平成27年度に策定してまいります。ただし、本計画は基本方針にとどまっているため、この方針に基づいて具体的内容を定める個別計画を策定することが重要であると認識をしておりまして、全庁的な連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただくようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 菊島議員。

○7番（菊島好孝君）〔登壇〕 全庁的な連携をとらないとこの問題は解決しないというふうに思っております。これは、僕は市民の願いだと思っております。議員さんがそれだけ質問たくさんいろんな角度からやるということは、市民の願いでもあるから、議員さん方からの質問が多いのです。僕はそう思っています。ここにいらっしゃる高尾市長さんもこの件については熱い思いを持っていると僕は信じていますから、本当にそういう思いなのだけれども、やっぱり財政の面もある、それから今企画課長がおっしゃったそういったいろんな要素があって、連携をしないとなかなかできない問題だということは僕もよくわかっているのです。でも、目標を持つ、それから計画を立てる、お金はその後についてくるという、そういう考えのもとに、この計画はやっぱり進めてほしい、そういうぐあいに思っております。これから行うであろう小学校あるいは中学校の統合計画、これらの策定いかにともよりますけれども、ぜひともさきに話したように教育委員会とも情報の共有を図りながら、横の連携を密にして、そして目標を設定する、それから各資料等の移動計画案、これを作成することに着手をする、そして総合的な資料館の創設に向けて、本当に庁内挙げて、みんなでもって何が一番いいのか、どこが一番いいのか、どうしたらいいのかということを前向きに協議して創設に向けて頑張っていたきたいというふうに思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（若山武信君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 1時40分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)